

(様式第 6 号)

令和 6 年 6 月 4 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区難波千日前 5 番 25 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 河原地区地域活動協議会

会長 長谷川 清和

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

### 大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 6 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 20 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

ウ福祉分野「ふれあい食事会」を追加。

(変更理由)

当該事業について、予算申請後に地域による話し合いのもと、実施が決定したため。

(様式第 6 号)

令和 7 年 3 月 12 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区本町 4-7-11

(主たる事務所の所在地)

氏 名 愛日地域活動協議会

会長 丸山 悦治

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

### 大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 6 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

ア防犯・防災「避難所開設訓練」、カ文化・スポーツ「開平校下の集い」を中止とする。

(変更理由)

「避難所開設訓練」について、北御堂での訓練については構成団体である連合振興町会を主体として実施、また開平小学校での訓練については小学校独自で実施し、今年度、地域活動協議会として訓練実施の見込みがないことから中止とする。

「開平校下の集い」について、夏季の開催を予定していたが、台風の接近に伴い延期となり、その後の会場確保や参加者の調整が困難であることから、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(令和 7 年 2 月 15 日開催の運営委員会にて承認)

(様式第 6 号)

令和 7 年 3 月 12 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区糸屋町 2-2-16

(主たる事務所の所在地)

氏 名 中大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

会長 富井 俊明

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 6 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 6 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「ふれあい運動会」事業を中止。

(変更理由)

会場である中大江小学校グラウンドが参加者見込数に対して手狭となり、小学校と開催に向けて調整したが、実施が困難であるため中止とする。

余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(令和 7 年 1 月 28 日開催の運営委員会にて承認)

(様式第 6 号)

令和 7 年 3 月 12 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区難波千日前 5 番 25 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 河原地区地域活動協議会

会長 長谷川 清和

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 6 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 20 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

エ環境「美化活動・寄せ植え」を中止。

(変更理由)

当該事業について、担い手の高齢化により実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。